

【ロシア】国家安全保障戦略の改訂

海外立法情報課 小泉 悠

* 2015 年末、ロシアは安全保障政策の指針である「国家安全保障戦略」を 6 年ぶりに改訂した。同戦略では、欧米諸国への警戒感が軍事・政治・社会・経済などの領域で打ち出される一方、中国との関係が安定性の基礎であるとして強調されたことが注目される。

1 改訂の経緯

2015 年 12 月 31 日、プーチン大統領は同日付の大統領令第 683 号（注 1）により、安全保障政策の指針である「国家安全保障戦略」（注 2）（以下「2015 年版安全保障戦略」という。）の改訂を承認した。ロシアは 1997 年と 2000 年に「国家安全保障概念」と呼ばれる文書を策定していたが、2009 年は「2020 年までの国家安全保障戦略」（以下「2009 年版安全保障戦略」という。）と名称を変更して公表された。この 2009 年版安全保障戦略を改訂したものが、今回の 2015 年版安全保障戦略である。

ロシア政府によると、今回の改訂は、2014 年 6 月 28 日連邦法第 172 号「ロシア連邦の戦略的計画について」（注 3）の規定に従ったものである。同法は安全保障に関連する文書の体系について規定したものであり、その第 18 条では、安全保障戦略を 6 年ごとに見直すとの規定が盛り込まれていた（6 年ごとの見直し規定は 2015 年版安全保障戦略にも盛り込まれた）。

また、2015 年版安全保障戦略には、「アラブの春」以降の中東情勢の変動や 2014 年以降のウクライナ紛争による影響などが盛り込まれており（後述）、こうした安全保障環境の変化も改訂の要因であったと考えられる。ロシアは 2014 年 12 月 28 日にも軍事政策の指針である「軍事ドクトリン」（注 4）を改訂しており、ここでも 2010 年代以降に生じた安全保障環境の変化が強調されていた。

2 主要な改訂のポイント

(1) 全般的な情勢認識

2015 年版安全保障戦略では、「現在、ロシア連邦には、経済的・軍事的・精神的ポテンシャルをさらに強化し、形成されつつある多極世界においてその役割を高めるための安定的な基礎ができている」（第 7 項）との認識が示されている。2009 年版安全保障戦略でも、ロシアがソ連崩壊後の「システムの危機を克服した」との表現が見られた。2015 年版安全保障戦略ではさらに、ロシアが世界的な大国として復活しつつあるとして、「最も重要な国際問題の解決、軍事紛争の統制並びに戦略的安定性及び国際関係における法の支配の確保におけるロシア連邦の役割が高まった」（第 8 項）との文言が盛り込まれた。また、近年悪化している欧米諸国との関係については、ロシアが自律的な政策を行うのを阻止しようとする「封じ込め政策」の結果であると位置づけた（第 12 項）。

安全保障環境については、米国の国力低下や新興国の台頭によって多極化が進展してい

ると分析している。2015年版安全保障戦略によれば、このような情勢は世界的及び地域的な不安定性の増加を伴っており、国家間の発展水準の格差や資源等を巡る対立が先鋭化しているとされる（第13項）。

(2) 脅威認識

2015年版安全保障戦略は「国際関係においては、力のファクターが持つ役割は低下していない」とした上で、NATO（北大西洋条約機構）の拡大及び活動のグローバル化等を国家安全保障上の脅威であると述べている（第15項）。2009年版安全保障戦略ではロシアがこれらを「受け入れない」としていたのに対し、2015年版安全保障戦略では初めて脅威として明確に位置づけた。また、ミサイル防衛システムや新型長距離攻撃システムの開発及び配備等が安定性の毀損要因と位置づけられていることは2009年版安全保障戦略と同様であるが、ミサイル防衛システムについては従来のように欧州への配備だけでなく、アジア太平洋地域及び中東地域への配備についても「毀損要因」に含められた。

さらに2015年版安全保障戦略では、外国の介入によって国内秩序を不安定化させられることへの懸念が強調されている。ロシア政府は、2010年代に発生したアラブ諸国での体制転換やウクライナにおける2014年2月の政変が欧米諸国の介入の結果であったとの見解を度々表明しており、2015年版安全保障戦略もこのような見解を反映したものと言える。

たとえばロシアの国内秩序に関する部分では、「ロシア連邦の統一及び領土的一体性の毀損、国家の内政的・社会的状況の不安定化のために民族主義的・宗教的な過激イデオロギーを用いる原理主義的な社会的連合体・グループ、外国・国際非合法組織、金融・経済組織、個人の活動」が脅威であると位置づけられている（第43項）。

これに関連して、「外国の思想・価値観の伸長及び破壊的な情報・心理的影響からロシア社会を保護し、情報領域における統制を実施」するとともに、教育分野では「国民の精神・道徳・愛国心涵養の体系を確立すること、教育システム・青年・国家政策に精神的・道徳的原則を導入すること、文化・啓蒙活動を拡大すること」も新たに盛り込まれた。

経済面では欧米諸国がウクライナ紛争後に導入した経済制裁への言及が登場したほか、ウクライナ製軍用機器などの国産化方針が強調された。

(3) 対中関係

2009年版安全保障戦略やそれ以前の文書では、中国との二国間関係には特段の言及がなかった。これに対して2015年版では中露関係が「世界的・地域的安定性維持の鍵となる要因」と初めて規定された（第93項）。欧米諸国との関係悪化に伴い、ロシアが中国との関係強化を進めていることを反映したものと見られる。

注（インターネット情報は2016年3月16日現在である。）

(1) Указ Президента РФ от 31 декабря 2015 г. N 683. *О Стратегии национальной безопасности Российской Федерации*. <<http://www.scrf.gov.ru/news/1003.html>>

(2) *Стратегия национальной безопасности Российской Федерации*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/1/133.html>>

(3) Федеральный закон от 28 июня 2014 г. N 172-ФЗ. *О стратегическом планировании в Российской Федерации*. <<http://base.garant.ru/70684666/#friends#ixzz431SGVePe>>

(4) *Военная доктрина Российской Федерации*. <<http://www.scrf.gov.ru/documents/18/129.html>>